

「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」主要事業の令和3年度実施状況と今後の展開

【評価項目AからEについて】

- A: 計画していた以上に実施(推進・提供・整備・達成・完了・展開)できた。
- B: 概ね計画どおりに実施(推進・提供・整備・達成・完了・展開)できた。
- C: 新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりに実施(推進・提供・整備・達成・完了・展開)できなかった。
- D: 新型コロナウイルス感染症以外の理由により、計画どおり実施(推進・提供・整備・達成・完了・展開)できなかった。
- E: 事業の廃止等により評価できない。

<基本施策1 地域における子育ての支援 >

(1)地域における子育て支援サービスの充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	子育て支援拠点管理運営事業★	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課	B	子育て支援センター(4か所)を運営し、延べ26,464人が利用した。また、相談に対応し、育児不安等の解消に努めた。(利用者数内訳:マロニエ:8,246人、いずみ:5,637人、こゆるぎ:3,036人、おだびよ:9,545人)※令和3年度は、コロナ禍での緊急事態宣言等の発令に伴って市内在住者限定の完全予約制としたり、平常時のひろばにおいても、利用時間や入場人数の制限等の実施したことにより、コロナ前と比較すると利用人数が減少しているが、令和2年度よりも増加している。	これまで培ってきた各関係機関や地域と連携した講座開催などの取り組みや関係性を継続する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な制限がある状況下において、子育て家庭同士、交流の機会を求めていることが改めて把握できた。感染対策を講じつつ、交流の機会を確保するとともに、子育て家庭が来所した際に育児の不安や悩みを打ち明けやすい受容的な場の提供がこれまで以上に重要となっている。さらに、様々な背景をもつ子育て家庭が利用することから、必要とする育児や子育てに関する情報も多種多様となっており、その情報の収集や効果的な提供方法について工夫を凝らす必要がある。そのため、指定管理者制度に移行したことで、民間のノウハウを活かしつつ、より柔軟に子育て家庭のニーズに即した事業が展開できるようにしていく。
2	地域子育てひろば事業★	未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場となる地域子育てひろばを運営する。	子育て政策課	B	・運営を地区民生委員児童委員協議会などに委託して実施。 ・令和3年度は23地区24箇所延204回開催、延参加者組数1,941組、延参加者数4,151人 ・コロナ禍の影響により活動を休止する地区もあったが、感染対策を講じながら開催し、開催数及び参加者数は前年度より増した。 ・ひろばの内容の充実を図るため、地域の大学と連携し、1地区で学生ボランティア1名を受入れることができた。地域からは「即戦力になってくれた」「子どもも保護者もスタッフの新鮮な気持ちでいい刺激になった」という意見があり、学生からは「日ごろ保護者とじっくり話ができる機会がないためその点が勉強になった」と、双方にとって有益な時間になることができた。	・地域の状況を鑑みつつ、まずは、現状のひろば数を維持する。 ・子育て支援センターと連携し、小さい単位でひろば担当者が直接意見交換できる場の設置を支援していくほか、子育て家庭へのひろばの周知を図っていく。 ・地域の大学との連携について、引き続き推進しひろばの充実を図る。学生ボランティアの受入れのほか、令和4年度は学生が製作した作品をひろばへ配布する。(七夕飾りを7月に7地区のひろばへ配布した。)
3	一時預かり事業★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施圏の拡大に努める。	保育課	A	各施設の事業実施が円滑に進むよう、実施圏に対して、利用人数に応じて補助金を交付したほか、新規開業を希望する法人に対し協議に応じ、開業のサポートを行うなどした。 新型コロナウイルスの影響下において、各施設で提供体制に課題が生じた。その中でも、新規に開業する施設の影響もあり、年間延べ利用児童数10,000人と前年度に比べ大幅に利用が伸びた。	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付する。また、事業のニーズを捉え、必要に応じてその拡大を図るため、開業を希望する法人に対して適切なサポートを行う。
4	ファミリー・サポート・センター運営事業★	育児支援を受けたい人と育児支援をできる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。	子育て政策課	B	支援会員:254人 依頼会員:1,099人 両方会員:39人 活動件数:3,770件 産前・産後の家事支援:90件※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による休校・休園や習い事の休止、また保護者の勤務形態が在宅勤務になるなどの影響により、活動件数が減少している。また、会員情報の更新を行ったことにより、支援会員の人数が大幅に減少している。	引き続き他機関と連携を図り事業の周知を図るとともに、会員登録を電子データでの受付も可能にするなど、事業の利便性を高める取組を実施していく予定である。また、ファミリー・サポート・センターの活動内容だけでなく、育児不安や身近な相談なども受入れ、必要に応じて関係機関へ引継ぎを行い、子育て家庭に対し寄添った支援を展開していくことを目指す。
5	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)★	病氣中または病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を、病氣回復期まで一時的に預かる。	保育課	B	各施設の事業が円滑に進むよう、事業を実施する施設に対して補助金を交付したほか、事業実施施設間の協力・諸課題の解決に向けた協議を行うため「病児・病後児保育事業連絡会」を開催するとともに、事業の認知向上を目的に広報掲載や乳幼児健康診断でチラシを配布するなど、事業周知に努めた。 本事業に置いては、新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に利用者が減少傾向にあり、本市においても利用実績が1,016人と計画値を大きく下回る状況にある。(令和元年度比でも35%の減[1,554人])	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付するほか、「病児・病後児保育事業連絡会」を開催し、事業の効果的な運営や諸課題の検討を行うとともに、必要な利用者がスムーズに情報を把握できるよう事業の周知に努める。また、利用実績や利用者のニーズなども把握した上で、施設や関係医療機関と協議し、事業のより良い在り方について検討していく。
6	養育支援家庭訪問事業★	保護者の養育支援が必要である家庭に対し、その居宅を訪問し助言や指導を行うほか、ヘルパーを派遣し家事支援等を行う。	子ども青少年支援課	B	児童の養育について継続的な支援が必要と認められる家庭における養育環境を確保するため、福祉団体等に委託し、訪問による家事及び育児等の支援を実施した。	引き続き、児童の養育について継続的な支援が必要な家庭に対し、家事及び育児等の支援を行う者(ヘルパー等)を派遣し、子どもの養育に関する援助や指導等を行う。
7	おだわら子ども若者教育支援センター運営事業	乳幼児期・学齢期及び青壮年期と各ライフステージごとに行っていた相談支援機能を集約して窓口を一元化することにより、切れ目のない総合的なサービスを提供するとともに、教育・保育現場における支援者スキルアップを図る。	子ども青少年支援課	B	令和2年4月おだわら子ども若者教育支援センターを開設、令和3年7月に子育て世代包括支援センター分室を設置し、妊産婦から39歳まで切れ目なく相談・支援できる体制を整えた。	平成5年12月建設の施設であり、経年劣化がみられるため、外壁や屋根などの改修を含め資産経営課保全係と調整しながら優先順位をつけて対応し、利用者が安心して相談できる環境を維持していく。
8	子育て世代包括支援センター★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課	B	令和3年7月におだわら子ども若者教育支援センター内に分室を設置。来所及び電話相談は前年に比べ増加傾向。相談内容の多いものなど総合的に判断し、相談対応への強化を図っていく。 母子健康手帳交付時の妊婦との面談 1,091人、来所相談 延110人、電話相談 延298人	専門相談として栄養士の相談日を開設していき、母子の健康や育児に関する相談支援等を強化していく。
9	母子訪問指導事業★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課	B	延2,760人(妊婦91件、産婦993件、乳児957人、幼児266件、その他390人)の妊婦や乳幼児に対し、保健師や助産師が家庭訪問を実施し、育児支援を行った。	妊産婦や乳幼児を持つ保護者等に家庭訪問を通じて、妊娠や育児に関する情報を伝えることを継続する。

10	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課	B	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、支援が必要な家庭に対して支援を行った。出生した乳児1,073人のうち1,041件を訪問(訪問率97.0%)した。	訪問率の向上に向け、出生の把握や訪問日調整の迅速化など、事務の執行体制について見直しを行う。
11	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課	B	令和3年度は、入所児童数が特に多い5校(三の丸・芦子・千代・矢作・豊川)において、1人1台の学習用端末整備により不要となったパソコン教室をクラブ室として整備し、スペースの確保及び生活環境の改善を図った。また、前羽小学校では、スペースの確保を図るため、ランチルームを新たにクラブ室とし、空調設備を設置した。夏休み等の長期休暇には、クラブを利用している児童に対し、市民活動団体等によるイベントを実施し、生活プログラムの充実を図っている。 入所児童数 1,744人 全41クラブ(令和3年度4月1日時点)	保護者等の就労や疾病等で、放課後に適切な保護を受けられない子どもに放課後の居場所を提供し、待機児童が発生しないよう努める。また、委託事業者の(株)明日葉と連携し指導員の質の向上や環境改善・プログラム等の更なる充実を目指す。
12	放課後子ども教室推進事業	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に引き続き令和3年度においても片浦小学校以外では開所することができなかった。 開所日数 285日(片浦小学校のみ)	子ども教室は、支援級の増加等のため空き教室が不足し、教員不足により教員OBの確保が難しくなる中で、運営方法の検討が必要である。
13	地域の見守り拠点づくり事業	地域の大人が地域の子どもを見守り、子どもが安心して集まり活動できる居場所づくりを支援する。	青少年課	D	市内7地区で地域の居場所づくりの支援を行った。 ※期日は例年のものであり、コロナ禍により開催回数に変動あり。 大塚地区・・・期日:毎週金曜日 場所:板橋公民館 参加:子ども10人/回 久野地区・・・期日:不定期 場所:久野区民会館等 参加:子ども5人程度/回 富水地区・・・期日:月1回 場所:瑞鳥庵(お寺カフェ) 参加:20人程度/回 足柄地区・・・期日:月1回 場所:今井公民館 参加:40人程度/回 上府中地区・・・期日:第2土曜日(月1回程度) 場所:かみふカフェ 参加:子ども20人程度/回 酒匂地区・・・期日:水曜日(月1回程度) 場所:小田原市集会所 参加:子ども30~40人程度/回 東富水地区・・・期日:月1回 場所:デイサービスもみの木 参加:子ども30人程度/回 三の丸地区・・・期日:月1回(第4木曜日) 場所:なりわい交流館 参加:子ども25人程度/回 コロナ禍のため、活動休止中(以下は令和元年度実績) 早川地区・・・期日:概ね2ヶ月に1度 場所:早川小学校等 参加:子ども15~20人程度/回 下府中地区・・・期日:不定期 場所:下府中小学校 参加:子ども50人程度/回 桜井地区・・・期日:土曜日(月2回程度) 場所:桜井小学校等 参加:子ども70人程度/回 片浦地区・・・期日:不定期 場所:星椋学園小田原キャンパス 参加:子ども70人程度/回 矢作地区・・・期日:毎週土曜日の午後 場所:下堀公民館 参加:子ども10~15人程度/回 橋北地区・・・期日:土曜日(月1回) 場所:下中老人憩いの家 参加:子ども4人程度/回等 上府中地区・・・期日:第2土曜日(月1回程度) 場所:個人宅 参加:子ども45人程度/回 酒匂地区・・・期日:水曜日(月1回程度) 場所:小田原市集会所 参加:子ども30~40人程度/回 片浦地区・・・期日:不定期 場所:星椋学園小田原キャンパス 参加:子ども70人程度/回 東富水地区・・・期日:月1回 場所:デイサービスもみの木内 参加:子ども30人程度/回 矢作地区・・・期日:毎週土曜日の午後 場所:下堀公民館 参加:子ども10~15人程度/回 橋北地区・・・期日:土曜日(月1回) 場所:下中老人憩いの家 参加:子ども4人程度/回	自治会や民生委員・児童委員、或いは子どもに関係する団体や地域コミュニティの形成に取り組む団体などと連携を図りながら、実施地区の拡大に努めていく。
14	冒険遊び場事業	子どもたちに公園を中心とした居場所を提供することで、子どもたちの安全確保と健全育成を図る。	青少年課	C	子どもが育つ上での身近で重要な要素である「遊び」をテーマとした学習会や市内公園で冒険遊び場(プレイパーク)を開催した。	野外での「遊び」を通じた子どもの育ちの場を、地域の大人たちが楽しみながら作る態勢とするため、冒険遊び場(プレイパーク)事業の定着に向けて、地域諸団体の自立化を促進するとともに市として側面支援を図る。
15	児童プラザ管理運営事業	0歳から小学6年生までの子どもが楽しく安全に遊ぶことが出来る屋内遊び場を運営する。	子育て政策課	B	年間302日開設し、延べ8,986人、1日平均約20名程度の利用があった。※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用時間及び利用人数を制限して運営した。また、緊急事態宣言等の発令期間中は、利用者を市内在住者に限定するなど、安全なひろばの運営に努めた。コロナ前と比較すると利用人数は減少しているが、令和2年度と比較すると増加している。	安全な遊び場を提供するとともに、指導員を配置し、子どもの遊びに対する助言・指導を行う。

(2) 幼児期の教育・保育サービスの充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	通常保育事業★	家庭で保育することができない児童を保育所で預かり、保育を行う。個々の保育所の定員の弾力化や拡充により待機児童の解消を図る。	保育課	B	要入所児童の保育に必要な経費を負担するとともに、入所希望に可能な限り応えるために、個々の保育所において、基準の範囲内で定員を超えた児童の受け入れを行った。 なお、令和3年度末の受け入れ児童数は3,636人と昨年度の3,642人とほぼ同程度となった。昨年度から定員は大きく拡大したものの新型コロナウイルス感染症の影響による出生数の大幅な減もあり、需要の大幅な喚起は見られなかったことで利用が分散される形となり、全体的には施設の充足率が(若干)減少した。	要入所児童の受け入れを行う保育所等の安定的な運営に資するため、保育に必要な経費を負担するほか、希望する保育所等への入所が可能な限り適うよう、個々の保育所での入所定員の弾力化や受け入れの拡充のために必要な調整を行う。 このほか、小田原市子ども・子育て支援事業計画に位置付けられた各種事業を推進し、必要な保育の受け皿確保を進めることで、待機児童の解消を図る。なお、事業拡大にあたっては、利用状況や窓口等でのヒアリングを基に、利用者のニーズを十分に把握した上でその是非を判断する。
2	延長保育促進事業★	保護者の就労状態等に対応するため、通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行う。今後、受け入れの拡大と時間延長に努める。	保育課	B	公立保育所5園も含めた41ヶ所で事業を実施することで、利用者の多様なニーズに即した保育時間を提供したほか、事業の円滑な実施に資するため、事業を実施した民間の保育所等に対してその利用数に応じた補助金を交付した。 なお、令和3年度の利用状況は16,459人、昨年度と比べ10,000人の減と大幅な減少となった。	利用者のニーズに応えるため各保育所等で事業を実施するとともに、民間保育所等に対しては、引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう利用実績に応じて補助金を交付する。

3	休日保育事業	保護者の就労状態等に対応するため、日曜・祝日等に保育を行う。今後、利用状況を見ながら実施園の拡大に努める。	保育課	E	令和2年度以降、市内での実績がない。 (市内で唯一実施していた保育所が、新型コロナウイルス感染症の状況を受け、令和元年度一杯で事業を終了している) 事業の実施にあたっては、十分な保育士確保と効率的な運営体制の構築が不可欠となるが、新型コロナウイルスの影響下に置いて、通常保育の提供に苦慮する現状では、実施は極めて困難である。	現時点では事業再開の見込みは立っていない。 今後、利用ニーズが増加傾向となる場合には、短期的な対策として日曜・祝日でも開業している認可外保育施設(企業主導型保育事業)の案内を行う。増加傾向が顕著な場合には、通常保育の動向も見つつ、実績のある施設を中心に、事業再開・開設に向けた諸調整を図る。
4	乳児保育促進事業	0歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課	B	これまでの保育所分園の設置や小規模保育事業の新規開設などの結果、令和4年4月1日時点で、全体の約9割に当たる42施設で乳児保育を提供しており、その規模についても、申込者数の1.6倍程度の定員確保を実現している(定員:313人。申込:191人) この他、各施設で乳児の受入れの充実が図られるよう、生後6ヶ月未満の乳児を広く受け入れた民間保育所19園に対し、対象児童の保育環境の整備・充実を図るための補助金を交付した。 一方で出生数の減少や育児休業制度の整備に伴い、0歳児の利用は減少傾向にあり、年度当初は定員が充足しない施設が生じた。	引き続き対象児童の保育環境の充実を図るため、同事業を実施する施設に対して補助金を交付する。 なお、0歳児の保育利用が減少する中、補助制度自体のあり方の見直しにも着手するが、その一方で保育を必要とする乳児が確実に施設を利用することが可能となるよう、必要な対応や調整を行う。
5	障がい児保育促進事業	保育士等の体制を整え、障がいのある児童の保育を行う。	保育課	B	支援が必要となる児童の保育所入所が進むよう、対象時の受入れを実施した民間保育所に対し、保育士の加配に必要な人件費等に対する補助金を交付した。(20園78人の受入れ。前年比12人増) 当該補助事業については、各施設による適切な受入れが進むよう、対象の拡大を図るなど、認定が進むように制度改正を実施したが、保育士の確保が思う様に進まない状況もあり、補助制度を活用する園が広がらない点が課題となっている。	毎月の利用選考手続きの中で、各園における障がい児の受入れについて調整しながら本件事業への理解を求めていく。 また、事業を行う民間保育所に対しては、補助制度を活用し円滑な受入れが進むよう、制度の見直しも視野に必要な調整を図る。特に医療的ケア児の受入は限られた園での対応となることから、関係団体とも協議し、障がいの有無に関わらず、児童や保護者が望む保育所等を利用できる環境を構築していく。
6	認可外保育施設への支援事業	認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。	保育課	B	届出保育施設に対して、入所児童の処遇向上、健康や安全衛生面での適切な保育水準を確保するための児童の健康診断等にかかる費用に対して補助金を交付した。	届出保育施設に対して、入所児童の処遇向上、健康や安全衛生面での適切な保育水準を確保するために、引き続き児童の健康診断等にかかる費用に対して補助金を交付する。
7	公立保育所運営管理事業	公立保育所の施設等の整備や、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた運営管理を行う。	保育課	B	公立保育所の運営に必要な施設管理(修繕等)及び各種業務委託を実施したほか、任用職員への給与、嘱託医への報酬や研修旅費、負担金等の諸経費を支弁した。公立保育所の運営に必要な施設管理(修繕等)及び各種業務委託を実施したほか、任用職員への給与、嘱託医への報酬や研修旅費、負担金等の諸経費を支弁した。	安全な給食の提供、職員研修や必要な施設管理の実施など、公立保育所が安定的に運営できるよう、引き続き適切な管理運営を行う。
8	民間保育所運営費補助事業	民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。	保育課	B	民間保育所等に対し、子どものための教育・保育給付費及び子育てのための施設利用給付費のほか、安定した保育所運営に必要な補助事業を実施した。	給付費の適正な執行を行うとともに、保育所運営の課題等にあわせ、必要な補助事業を引き続き実施していく。
9	公立保育所施設整備事業	安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行う。	保育課	B	老朽化の著しい水回りを中心に計画的な修繕を実施した。また、必要に応じて各園において修繕を実施した。	要修繕箇所の計画的な修繕を実施するとともに、必要に応じて各園において修繕を実施する。
10	民間保育所等施設整備補助事業	安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所における施設の改築や大規模修繕等に対して助成を行う。	保育課	B	民間保育所等に対し、国県支出金を財源に保育所の運営に必要な経費を給付費として支給したほか、安定した保育施設の運営に資するため、基準外の保育従事者の確保や衛生管理の推進、特定児童の受入れなどに要する経費に対し補助金を交付した。	国の政策・制度を十分に把握・理解した上で、給付費の適正な執行を行うとともに、各保育所等における運営の課題等にあわせて、引き続き必要な補助事業を実施していく。 この際、各施設が適切に加算や補助の適用を受けることができるよう、各制度の案内を行うとともに、各施設の求めに応じ相談・支援を行う。
11	認定こども園整備事業	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。	保育課	B	移行を希望する認可保育所に対し、認定に係る事前協議・手続きのサポートを行った結果、令和4年3月末に県の認定が下り、令和4年4月から認定こども園に移行することとなった。 このほか、橋地区での公立認定こども園の整備に向けた地域説明を行うとともに、同地区の対象世帯全戸へのアンケート調査、子育て支援団体や現場の教諭・保育士等へのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めた。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により地域調整に想定より時間を要した。	今後も、市内保育所や幼稚園等の意向等を把握するとともに、認定こども園への移行を希望する園に対しては、必要な支援を行っていく。 また、引き続き教育委員会との連携を深め、幼保の枠組みを超えた市全体での教育・保育の質向上に向けた取組みを行う。加えて、幼児期におけるより良い教育・保育の環境整備の実例の1つとして、橋地区における公立認定こども園の整備に向けた基本計画の策定や測量調査等を行う。
12	公立幼稚園教育推進事業	介助教諭の配置や延長保育の実施のほか、臨床心理士等の派遣や各種研究事業を通じて教諭の資質向上等を図る。また、公立幼稚園のあり方について検討する。	教育総務課	B	介助教諭等を30名配置した。 酒匂幼稚園及び下中幼稚園で延長保育を実施した。 各幼稚園に臨床心理士を2回ずつ派遣した。 各種研究事業を通じて教諭の資質向上等を図った。	平成31年3月に策定した「小田原市公立幼稚園・保育所のあり方」に基づき、幼保一体を視野に入れた公立幼稚園が果たすべき役割について検討していく。
13	私立幼稚園教育推進事業	園児の内科検診や教職員の資質向上を図るため、研修・研究活動を支援する。	保育課	B	私立幼稚園の内、新制度に移行していない園に在園している幼児の内科検診及び歯科検診の検査が円滑に実施されることで児童の健全な育成に繋がるよう、対象園(6園)に対し、検診に係る経費の一部を助成した。	新制度に移行した施設とのバランスを踏まえ、引き続き支援を行う一方で各施設の子ども子育て支援新制度への移行状況を見極めながら、今後の補助事業のあり方を検討していく。
14	就学前教育・保育充実事業	子どもを主体とした教育・保育の取組を市全体に広げていくため、民間施設を含めた幼稚園・保育所の職員等による意見交換会を実施するとともに、公立認定こども園整備に向けた保育・教育現場での諸課題を整理するため、アドバイザーによる指導を得ながら職員の相互研修を実施する。	保育課 教育総務課	C	学校教育までを視野に入れた幼児教育・保育の重要性をテーマとした講演の後、市内幼稚園及び保育所での取組事例の発表を行い、参加者間での意見交換を行った。 コロナ禍での開催となり参加者の制限は行ったものの、回を重ねるごとに参加園・参加者も増え、今年度の開催では市内40園(令和2年度32園)、有識者等も含め61人が参加した。(市内6割強の施設が参加) なお、毎年2回程度の開催を計画しているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本年度は1回の開催のみとなった。	学識経験者からの知見を交え、各教育・保育の現場における工夫や新たな取組を共有し合うことで、子どもの主体性を育む教育・保育を市全体に拡大し、保護者から選ばれる多様で特色のある質の高い幼児教育・保育をすべての公幼幼施設で実践することを目指す。 今後は関係者等とも協議し、参加を希望する園又は職員が参加又は内容を享受できるような開催内容や開催方法のより良い形について模索し、その充実を図っていく。
15	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)(再掲)★	病氣中または病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を、病氣回復期まで一時的に預かる。	保育課	B	各施設の事業が円滑に進むよう、事業を実施する施設に対して補助金を交付したほか、事業実施施設間の協力・諸課題の解決に向けた協議を行うため「病児・病後児保育事業連絡会」を開催するとともに、事業の認知向上を目的に広報掲載や乳幼児健康診断でチラシを配布するなど、事業周知に努めた。 本事業に置ける、新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に利用者が減少傾向にあり、本市においても利用実績が1,016人と計画値を大きく下回る状況にある。(令和元年度比でも35%の減[1,554人])	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付するほか、「病児・病後児保育事業連絡会」を開催し、事業の効果的な運営や諸課題の検討を行うとともに、必要な利用者がスムーズに情報を把握できるよう事業の周知に努める。 また、利用実績や利用者のニーズなども把握した上で、施設や関係医療機関と協議し、事業のより良い在り方について検討していく。
16	一時預かり事業(再掲)★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課	A	各施設の事業実施が円滑に進むよう、実施園に対して、利用人数に応じて補助金を交付したほか、新規開業を希望する法人に対し協議に応じ、開業のサポートを行うなどした。 新型コロナウイルスの影響下にあり、各施設で提供体制に課題が生じた。その中でも、新規に開業する施設の影響もあり、年間延べ利用児童数10,000人と前年度に比べ大幅に利用が伸びた。	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付する。また、事業のニーズを捉え、必要に応じてその拡大を図るため、開業を希望する法人に対して適切なサポートを行う。

(3) 幼児教育・保育を担う人材の確保

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	保育士等の処遇改善	国が進める保育士のキャリアアップを伴う処遇改善(処遇改善Ⅱ)を実施した保育所等に対し、必要な給付費の支給を行うことで保育士の離職防止を図る。	保育課	B	国の制度に基づき必要な条件を満たした保育所等に対し、各職員の処遇改善に必要な給付費を支給した。 令和3年度はベースアップの他、経験等に基づく改善分として272人に対して処遇改善を行った。(参考:令和2年度315人)	国の制度を確実に把握し、適切に給付費の支給を行っていく。 また、各園での処遇改善が着実に進むよう、各園に対し各種制度・手続き等に関する相談に応じるほか、キャリアアップ研修への参加が図られるよう代替保育士の雇用に係る経費に対する補助を行っていく。
2	就職相談会及び就職支援セミナー	潜在保育士や保育士養成施設の学生向け就職相談会や就職支援セミナーを開催し、事業者と就職希望者が繋がる場を設ける。	保育課	C	小田原市保育会との共催で潜在保育士や新卒者を対象とした就職相談会を実施を予定していたが、本市を含む神奈川県一帯が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「緊急事態措置区域」に指定されたことから、その影響を鑑み開催を中止した。	引き続き、市保育会との協力の下で相談会を開催し、保育所等における保育士の雇用に繋げていく。 また、参加者の確保を図るため、近隣も含めた養成校や県保育所・保育士支援センターを介すなどして広く事業周知を行う。加えて、相談者の相談先の充実を図るため、参加園の確保も同時に行っていく。 更に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響下においても随時開催が適うよう、開催手法についても検討を重ねていく。
3	民間保育所等保育士確保支援事業	保育支援員の設置や施設のICT化等の保育士の負担軽減に資する取組や雇用保育士の宿舍借り上げ等の働きやすい環境整備に資する取組に対し、補助金を交付するなどの支援を行う。	保育課	B	保育士の負担軽減及び効率的な保育業務の実施などに資するよう公立保育所全園に園務システムを導入したほか、民間保育所に対しては、保育士の確保・離職防止に係る取組みにに対し、国・県の補助制度を活用してその経費に係る補助金を交付した。	国の補助制度も活用しながら、公立・民間ともにICT化を進めるとともに、引き続き国・県の補助制度等を活用し、保育士の確保・離職防止を図るため、必要な補助事業の実施・導入に向けた検討を行っていく。 また、これらの制度を各施設が適切に活用できるよう事業の周知を始め、実施に係る手続き・導入に向けたサポートを行っていく。

(4) 子育て支援のネットワークづくり

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	子育てマップ発行事業	子育て世帯に有益な情報を一冊にまとめ、配布する。	子育て政策課	B	市町村広域行政助成事業助成金を活用し、二宮町との合同により、広域版のマップを作成し、市内の子育て関連施設等で入手できるよう配架した。また、令和4年2月より地域SNSアプリ「PIAZZA」内での運用を開始し、より簡便に利用できるようになった。	紙の子育てマップの発行は令和4年度版で終了し、今後は、地域SNSアプリ「PIAZZA」や市ホームページなど、オンライン上での運用を通して子育てに有益な情報を発信できるよう努める。
2	電子母子手帳アプリ(おだわらっこ手帳)	スマートフォンのアプリを通して、育児に関する情報を提供し、妊娠期から子育て期にわたり支援する。これまで提供していた「ママ/パパ子育て知恵袋メール」の内容も引き続き、本アプリで提供する。	健康づくり課	B	スマートフォンのアプリを通して、育児に関する情報を提供し、妊娠期から子育て期にわたり支援している。	登録者数が増加するよう普及啓発に努めるとともに、内容の充実をしていく。
3	子育て支援フェスティバル開催助成事業	子育て中の親子が、楽しみながら子育ての知識を得られる「子育て支援フェスティバル」を開催する実行委員会に対し、補助金を交付する。	子育て政策課	C	・令和4年度の子育て支援フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 ・実行委員会では、対面での開催に向けて協議を重ね、当日の運用方法まで決定したが、最終的には感染状況や社会情勢の影響を受けてしまうという課題が見つかった。	実行委員会では、「子育て支援団体と子育て中の親子とのふれあいや交流をしたい」という想いのもと、対面での開催を目指している。コロナ禍での開催にあたっては、参加者のみならず、参加団体側の事情も考慮する必要があるため、実行委員会内での意思疎通を図りながら、フェスティバルの開催目的を達成できるような開催の方法を検討していく。
4	子育て支援拠点管理運営事業(再掲)★	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課	B	子育て支援センター(4か所)を運営し、延べ26,464人が利用した。また、相談に対応し、育児不安等の解消に努めた。(利用者数内訳・マロニエ:8,246人、いずみ:5,637人、こゆるぎ:3,036人、おだびよ:9,545人)※令和3年度は、コロナ禍での緊急事態宣言等の発令に伴って市内在住者限定の完全予約制とした。平常時のひろばにおいても、利用時間や入場人数の制限等の実施したことにより、コロナ前と比較すると利用人数が減少しているが、令和2年度よりも増加している。	これまで培ってきた各関係機関や地域と連携した講座開催などの取組みや関係性を継続する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な制限がある状況下において、子育て家庭同士、交流の機会を求めていることが改めて把握できた。感染対策を講じつつ、交流の機会を確保するとともに、子育て家庭が来所した際に育児の不安や悩みを打ち明けやすい受容的な場の提供がこれまで以上に重要となっている。さらに、様々な背景をもつ子育て家庭が利用することから、必要とする育児や子育てに関する情報も多種多様となっており、その情報の収集や効果的な提供方法について工夫を凝らす必要がある。そのため、指定管理者制度に移行したことで、民間のノウハウを活かしつつ、より柔軟に子育て家庭のニーズに即した事業が展開できるようにしていく。
5	子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課	B	令和3年7月におだわら子ども若者教育支援センター内に分室を設置。来所及び電話相談は前年に比べ増加傾向。相談内容の多いものなど総合的に判断し、相談対応への強化を図っていく。 母子健康手帳交付時の妊婦との面談 1,091人、来所相談 延110人、電話相談 延298人	専門相談として栄養士の相談日を開設していき、母子の健康や育児に関する相談支援等を強化していく。
6	母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課	B	延2,760人(妊婦91件、産婦993件、乳児957人、幼児266件、その他390人)の妊婦や乳幼児に対し、保健師や助産師が家庭訪問を実施し、育児支援を行った。	妊産婦や乳幼児を持つ保護者等に家庭訪問を通じて、妊娠や育児に関する情報を伝えることを継続する。
7	乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課	B	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、支援が必要な家庭に対して支援を行った。出生した乳児1,073人のうち1,041件を訪問(訪問率97.0%)した。	訪問率の向上に向け、出生の把握や訪問日調整の迅速化など、事務の執行体制について見直しを行う。
8	情報発信支援事業	子どもに関連する地域の活動情報を集約し、地域に発信する取組を支援する。	青少年課	B	PTAや子ども会等、子どもに関連する地域の活動情報を集約した情報紙を早川、久野、富水、橋北、上府中、山王網一色、酒匂・小八幡地区の7地区で定期的に発行した。	自治会や民生委員・児童委員、或いは子どもに関係する団体や地域コミュニティの形成に取り組む団体などと連携を図りながら、実施地区の拡大に努めていく。

(5) 子どもの健全育成

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	総合型地域スポーツクラブの推進	スポーツ活動を気軽に、継続的に行うことができるよう「総合型地域スポーツクラブ」を支援していく。	スポーツ課	B	総合型地域スポーツクラブの魅力等を発信するため、城下町スポーツクラブと連携して、同クラブの無料体験会を実施した。	「多様目」「多世代」「多志向」という特徴をもつ総合型地域スポーツクラブの活動は、子どものスポーツ参加を促進するものであり、引き続き同クラブの周知及び地域への浸透を図る。

2	公園再整備事業	総合公園や街区公園について計画的に老朽化施設の更新及び公園の改築を行う。	みどり公園課	B	公園施設の長寿命化計画により、市内8箇所の街区公園で14基の遊具を更新した。 総合公園の上府中公園では同計画により、公園利用者が快適に利用できるよう、園内1箇所のトイレを洋式化するなどの改修を実施した。	平成30年度に改訂した小田原市公園施設長寿命化計画に基づき、引続き計画的な施設の更新等を行う。 また、老朽化などにより十分に利用されていない街区公園について、順次、再整備を行う。
3	まちなかの公園整備事業	みどりの広場や無償借地等の活用により、身近な公園整備を進める。	みどり公園課	D	令和3年度は該当事業なし。	令和2年度に改訂した「小田原市緑の基本計画」に基づき、引続き公園の未充足地域への公園整備を検討する。
4	児童遊園地管理補助事業	自治会など地域で管理する児童遊園地の新設、遊具の補修・増設、運営費等の助成を行う。	子育て政策課	B	・市内51箇所の児童遊園地に対し、運営費50件、施設賠償責任保険料52件、補修費9件について補助金を交付した。 ・令和3年度末までに2箇所の児童遊園地が廃止された。いずれも神社や寺の境内に設置しており、地主や世話人からの要望のため、管理者より廃止届が提出された。(※R4.8.31時点で市内児童遊園地は50箇所となっている。) ・遊具が老朽化している児童遊園地が多いが、修繕にかかる費用が高額なため、管理運営している自治会等の負担が大きく、修繕を躊躇したり、遊具を撤去する場所もある。子どもが安全に利用できる児童遊園地を維持するため、補助金の増額など対応が必要である。	・児童遊園地の利用者が安全に利用できるよう、管理運営している自治会等に対し、引続き補助金を交付するとともに、協力し合いながら、健全な管理の徹底に努めていく。 ・補修費補助金の増額について検討していく。
5	ウッドスタート事業	感性豊かな乳幼児期から、子どもが木に触れながら育つ環境の整備の推進、地域産木材の振興のため、赤ちゃんの誕生祝い品として木製品の玩具やコンセプトブックの配布の実施等を行う。	農政課	C	4か月検診の受診時に配布する「木育コンセプトブック」、子育て支援施設を利用することで配布される「誕生祝い品引換券」の両方との引き換えを条件に誕生祝い品の配布を行った。新型コロナウイルス感染症や配布方法などの理由から配布率が低下した。	より多くの子どもが木に触れられるよう、令和4年度から誕生祝い品の配布方法を変更し、配布率の向上を図る。
6	体験学習事業	学校や世代を超えた交流による自然体験や社会体験、生活体験などの体験学習の機会を提供する。	青少年課	C	地域・世代を超えた体験学習事業を実施したが、「あれこれ体験in片浦」は2回とも中止した。いこいの森であれこれクッキングとあれこれ発見！R・P・G(ラリー・フォト・ゲーム)を1回ずつ実施した。 延べ人数 参加者：小学生60人、指導者11人	事業の見直しを行い、非日常型体験学習事業を新たに実施していく。
7	指導者養成研修・派遣事業	青少年指導者を養成し、体験学習の充実を図る。	青少年課	B	青少年指導者として必要となる資質の向上を図るため、実践的な研修「おだわら自然楽校」を実施した。 また、研修で培った知識や技術を実践する場として、市内小学校10校の野外体験学習、クラブ活動に3回指導者を派遣した。	青少年指導者として必要となる資質の向上を図るため、実践的な研修「おだわら自然楽校」を実施する。 また、研修で培った知識や技術を実践する場となる小学校の宿泊体験学習への派遣を増やしていく。
8	子ども会支援事業	学区連合子ども会、市子ども会連絡協議会の様々な活動を支援する。	青少年課	C	市子ども会連絡協議会への活動費補助及び単位子ども会への活動費補助を行い、子ども会活動の活性化の支援を行った。	引き続き、市子ども会連絡協議会及び単位子ども会への活動費補助を行い、子ども会活動の活性化の支援に努めていく。
9	地区健全育成組織支援事業	地域の担い手となり得る地区健全育成組織が行う地域活動を活性化させるために、地域の実態に即した活動を支援する。	青少年課	B	各地区健全育成組織への活動費の補助を行った。	各地区健全育成組織への活動費の補助を行う。
10	青少年育成推進員支援・活用事業	地域の指導者となり得る青少年育成推進員協議会が、青少年の非行防止及び健全育成のために行う活動を支援する。	青少年課	C	市青少年育成推進員協議会への活動費の補助を行った。	市青少年育成推進員協議会への活動費の補助を行う。
11	地域の見守り拠点づくり事業(再掲)	地域の大人が地域の子どもを見守り、子どもが安心して集まり活動できる居場所づくりを支援する。	青少年課	D	市内7地区で地域の居場所づくりの支援を行った。 ※期日は例年のものであり、コロナ禍により開催回数に変動あり。 大塚地区・・・期日：毎週金曜日 場所：板橋公民館 参加：子ども10人/回 久野地区・・・期日：不定期 場所：久野区民会館等 参加：子ども5人程度/回 富水地区・・・期日：月1回 場所：瑞鳥庵(お寺カフェ) 参加：20人程度/回 足柄地区・・・期日：月1回 場所：今井公民館 参加：40人程度/回 上府中地区・・・期日：第2土曜日(月1回程度) 場所：かみふカフェ 参加：子ども20人程度/回 酒匂地区・・・期日：水曜日(月1回程度) 場所：小田原市集会所 参加：子ども30～40人程度/回 東富水地区・・・期日：月1回 場所：テイスサービスもみの木 参加：子ども30人程度/回 三の丸地区・・・期日：月1回(第4木曜日) 場所：なりわい交流館 参加：こども25人程度/回 コロナ禍のため、活動休止中(以下は令和元年度実績) 早川地区・・・期日：概ね2ヶ月に1度 場所：早川小学校等 参加：子ども15～20人程度/回 下府中地区・・・期日：不定期 場所：下府中小学校 参加：子ども50人程度/回 桜井地区・・・期日：土曜日(月2回程度) 場所：桜井小学校等 参加：子ども70人程度/回 片浦地区・・・期日：不定期 場所：星椋学園小田原キャンパス 参加：子ども70人程度/回 矢作地区・・・期日：毎週土曜日の午後 場所：下堀公民館 参加：子ども10～15人程度/回 橋北地区・・・期日：土曜日(月1回) 場所：下中老人憩いの家 参加：子ども4人程度/回校等 参加：子ども70人程度/回 上府中地区・・・期日：第2土曜日(月1回程度) 場所：個人宅 参加：子ども45人程度/回 酒匂地区・・・期日：水曜日(月1回程度) 場所：小田原市集会所 参加：子ども30～40人程度/回 片浦地区・・・期日：不定期 場所：星椋学園小田原キャンパス 参加：子ども70人程度/回 東富水地区・・・期日：月1回 場所：テイスサービスもみの木内 参加：子ども30人程度/回 矢作地区・・・期日：毎週土曜日の午後 場所：下堀公民館 参加：子ども10～15人程度/回 橋北地区・・・期日：土曜日(月1回) 場所：下中老人憩いの家 参加：子ども4人程度/回	自治会や民生委員・児童委員、或いは子どもに関係する団体や地域コミュニティの形成に取り組み団体などと連携を図りながら、実施地区の拡大に努めていく。
12	冒険遊び場事業(再掲)	子どもたちに公園を中心とした居場所を提供することで、子どもたちの安全確保と健全育成を図る。	青少年課	C	子どもが育つ上での身近で重要な要素である「遊び」をテーマとした学習会や市内公園で冒険遊び場(プレイパーク)を開催した。	野外での「遊び」を通じた子どもの育ちの場を、地域の大人たちが楽しみながら作る態勢とするため、冒険遊び場(プレイパーク)事業の定着に向けて、地域諸団体の自立化を促進するとともに市として側面支援を図る。
13	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課	B	令和3年度は、入所児童数が特に多い5校(三の丸・声子・千代・矢作・豊川)において、1人1台の学習用端末整備により不要となったパソコン教室をクラブ室として整備し、スペースの確保及び生活環境の改善を図った。また、前羽小学校では、スペースの確保を図るため、ランチルームを新たにクラブ室とし、空調設備を設置した。 夏休み等の長期休暇には、クラブを利用している児童に対し、市民活動団体等によるイベントを実施し、生活プログラムの充実を図っている。 入所児童数 1,744人 全41クラブ(令和3年度4月1日時点)	保護者等の就労や疾病等で、放課後に適切な保護を受けられない子どもに放課後の居場所を提供し、待機児童が発生しないよう努める。 また、委託事業者の(株)明日葉と連携し指導員の質の向上や環境改善・プログラム等の更なる充実を目指す。

14	放課後子ども教室推進事業(再掲)	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に引き続き令和3年度においても片浦小学校以外では開所することができなかった。 開所日数 285日(片浦小学校のみ)	子ども教室は、支援級の増加等のため空き教室が不足し、教員不足により教員OBの確保が難しくなる中で、運営方法の検討が必要である。
15	子ども読書活動推進事業	読書活動が、子どもの能力を伸ばし、健やかな成長に大きく関わることについての理解を広げ、子どもや子育て世代に向けた内容を充実させるため講演会等を実施する。	図書館	C	読書活動の重要性を伝えるとともに考える機会として、例年読書活動推進講演会を開催してきたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため講演会は中止した。 図書館利用や体験学習、児童行事について、行動制限時の利用方法や開催方法を工夫していく必要がある。	令和5年3月の第3次子ども読書活動推進計画の策定に向けて、素案を図書館協議会で協議するとともに、パブリックコメントを実施する。

(6) 幼児期の教育・保育にかかる経済的支援

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	児童手当支給事業	中学校卒業までの児童に児童手当を支給する。	子育て政策課	B	延べ233,987人(児童1人につき1ヶ月5,000円、10,000円または15,000円)に対し、2,469,555千円を支給した。	法定受託事務として適正に支給していく。
2	就園就学支援事業	小中学校の学用品費や学校給食費等の援助等により、保護者の経済的負担の軽減を図る。	教育指導課	B	(要保護及び準要保護児童生徒援助費) 対象者小学校1,325人・中学校805人に対し、小学校計104,276,955円、中学校計63,998,635円を支給した。	保護者の経済的負担の軽減を図るため、小中学校の学用品費や学校給食費等の援助を行う。

<基本施策2 子どもの母親や健康増進>

(1) 妊産婦・乳幼児に切れ目のない保健対策の充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課	B	令和3年7月におだわら子ども若者教育支援センター内に分室を設置。来所及び電話相談は前年に比べ増加傾向。相談内容の多いものなど総合的に判断し、相談対応への強化を図っていく。 母子健康手帳交付時の妊婦との面談 1,091人、来所相談 延110人、電話相談 延298人	専門相談として栄養士の相談日を開設していき、母子の健康や育児に関する相談支援等を強化していく。
2	妊婦健康診査事業★	妊娠中に14回、産後2回まで妊産婦健康診査費用の一部を助成する。	健康づくり課	B	妊娠期間中に1人14回分、産後2回分の妊産婦健康診査費用補助券、を交付した。令和3年度は、補助券を1,076件交付し、委託医療機関において妊婦健診12,150件、産婦健診1,351件の個別健診での利用があった。	妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用、産後2回まで産婦健康診査費用の一部を公費負担する。
3	妊婦歯科健康診査事業	妊娠中に1回妊婦歯科健康診査を指定歯科医院で実施する。	健康づくり課	B	妊婦230人が、市内の指定歯科医院で妊娠中に1回歯科健診を受診した。	妊娠中に1回妊婦歯科健康診査を指定歯科医院にて受診できるようにする。
4	母子健康教育事業	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れ、安全な出産を迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るための教室を実施する。	健康づくり課	B	妊婦とそのパートナーを対象に、ママパパ学級を年24回実施し、延べ347人が参加した。また、健診のフォロー教室を年間63回開催した。育児グループは、依頼回数は50回、出席回数は34回だった。	妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活や安心して出産を迎えられるようにママパパ学級を行う。幼児に対しては育児不安の軽減を図るため必要な方に親子教室を開催する。今後は、保健センター内だけでなく、支援センター等、他部署と連携しながらの教育も考えていく。
5	乳幼児健康診査事業	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。	健康づくり課	B	4か月児、1歳6か月児、2歳児(歯科のみ)、3歳6か月児に対して保健センターにて集団健診を実施した。また経過観察の必要な方に対しては、事後検診を同様に実施した。8～9か月児については、市内の医療機関にて個別健診を実施している。	母子保健法に基づき、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を保健センターにて集団健診または市内医療機関にて個別健診を実施する。
6	育児相談事業	保健センター等での定例育児相談や、地区公民館等での出張相談を行う。また、保健センターでは、電話や来所による相談を随時実施する。	健康づくり課	B	毎月実施している保健センターでの定例育児相談には、41人が来所した。保健センター及び子育て世代包括支援センター等の相談は1,480件、うち電話相談は993件であった。	保健センターでの定例の育児相談会は廃止し、新たに対象児を限定した「3か月のあかちゃんあつまれ！」事業の中で育児相談を行う。また、今後は支援センター等。保健センター外での開催も検討していく。他に、保健センターでは、子育て世代包括支援センターにて電話や来所による随時相談を毎日実施する。
7	母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課	B	延2,760人(妊婦91件、産婦993件、乳児957人、幼児266件、その他390人)の妊婦や乳幼児に対し、保健師や助産師が家庭訪問を実施し、育児支援を行った。	妊産婦や乳幼児を持つ保護者等に家庭訪問を通じて、妊娠や育児に関する情報を伝えることを継続する。
8	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課	B	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、支援が必要な家庭に対して支援を行った。出生した乳児1,073人のうち1,041件を訪問(訪問率97.0%)した。	訪問率の向上に向け、出生の把握や訪問日調整の迅速化など、事務の執行体制について見直しを行う。

(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	保健推進事業	年齢に応じた性教育の実施や生活習慣等について、児童生徒や保護者に対して保健指導を進める。	学校安全課	B	市内公立中学校(11校)で産婦人科医や助産師による性教育講演会を開催した。 学校医、産婦人科医などの委員により構成された性教育検討委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催で1回実施した。	市内公立中学校(全11校)で産婦人科医や助産師による性教育講演会を開催する。 学校医、産婦人科医などの委員により構成された性教育検討委員会を実施する。
2	登校支援事業	不登校児童・生徒のための教育相談指導学級を運営する。また、中学校に不登校生徒訪問相談員及び校内支援室指導員を配置する。	教育指導課	B	不登校・いじめに関する学校訪問で、学校との登校支援の状況について連携を図った。また、不登校児童・生徒のための教育相談指導学級を2教室(しろやま教室、マロニエ教室)運営し、中学校に不登校生徒訪問相談員及び校内支援室指導員を配置した。	不登校・いじめの学校訪問で、登校支援について学校と連携していく。また、教育相談指導学級を2教室(しろやま教室、マロニエ教室)運営し、中学校に不登校生徒訪問相談員及び校内支援室指導員を配置する。
4	教育相談事業	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課	B	おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにー」を窓口とし、電話相談・来所相談・訪問相談により、不登校・いじめ・学習・育て方・特別支援等の相談を受け、必要に応じて関係機関につなげた。	おだわら子ども若者教育支援センターを窓口とし、電話相談・来所相談・訪問相談により、不登校・いじめ・学習・育て方・特別支援等の相談を受け、必要に応じて関係機関につなげていく。
5	青少年相談事業 ※第6次総合計画では「青少年相談事業」「児童相談事業」を統合し「子ども若者相談支援事業」としております。	ひきこもりや若年無業者(ニート)、不登校、親子や友人との関係などの問題で悩む子ども、若者やその保護者からの相談に対応する。 ※児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	子ども青少年支援課	B	青少年相談員を2名配置し、ひきこもり、就労関係、発達障害、大学生などの学校生活に係る相談など88件の新規相談に応じた。おだわら子ども若者教育支援センターは「はーもにー」内で教育相談や児童相談との連携を密に行っている。	令和4年度から「青少年相談事業」「児童相談事業」を統合し「子ども若者相談支援事業」とした。妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制の構築を図る。児童虐待相談件数等の増加に伴い、今後も徐々に専門職の増員及び職員の専門性の向上を図っていく。
6	児童相談事業	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子ども青少年支援課	B	令和4年4月に子ども家庭総合支援拠点(小規模C型)としての位置づけを行った。児童相談員を新たに1名雇用し3名体制とし、虐待や保護者の養育困難による養護相談、小児喘息や精神疾患等の保健相談、発達障がい等の障がい相談、非行相談、育児や養育などの育成相談など455件の新規相談に対応した。おだわら子ども若者教育支援センターは「はーもにー」内で教育相談や青少年相談との連携を密に行っている。	令和4年度から「青少年相談事業」「児童相談事業」を統合し「子ども若者相談支援事業」とした。妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制の構築を図る。児童虐待相談件数等の増加に伴い、今後も徐々に専門職の増員及び職員の専門性の向上を図っていく。

(3)食育の推進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	食育実践活動事業	地域において食生活実践活動を行っている小田原市食生活改善推進団体に食生活実践活動事業として委託し、食に関する知識の普及を図り、保健事業を効果的に実施する。	健康づくり課	C	園児とその保護者を対象に、望ましい食習慣を伝えるために、簡単に野菜たっぷり、塩分控えめなレシピを集めた「おだわら梅丸レシピ」を配布した。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調理実習の実施は慎重に考えていきたい。	地域において食生活実践活動を行っている小田原市食育サポートメイトに食生活実践活動事業として委託し、園児・児童・生徒とその保護者を対象に正しい食生活・食習慣に関する知識の普及を図る。
2	食育啓発事業	「生きる力」を育むため子ども料理教室を開催し、成長期の子どもたちに望ましい食習慣を身につけることの大切さを啓発することを努める。	学校安全課	C	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため料理教室は中止とし、おだわらっ子チャンネルに学校栄養職員による朝ごはんレシピを紹介する動画の配信を行った。	自分で朝ごはん等を作ることができるよう、小中学生を対象に簡単に料理ができるレシピを作成し、動画等を活用することで、成長期の子どもたちに望ましい食習慣を身につけることの大切さを啓発していく。自分で朝ごはん等を作ることができるよう、小中学生を対象に簡単に料理ができるレシピを作成し、動画等を活用することで、成長期の子どもたちに望ましい食習慣を身につけることの大切さを啓発していく。
3	魚ブランド化促進事業	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	水産海浜課	B	地魚(かます棒)を使った学校給食メニューを提供した。 旬の地魚を使った料理教室の動画を作成し配信したほか、SNSのライブ配信機能を使用し料理教室を開催した。 児童でも容易にできる「かます棒」を作る体験を、漁港の駅TOTOCO小田原で開催した。	地魚を使った学校給食メニューを市内の全小・中学校・幼稚園に提供していただけるよう働きかけていくとともに、動画版料理教室の配信やウィズコロナを見据えた形式での料理教室を開催していく。
4	ふれあい漁業推進事業	子どもたちにみなとまつりで定置網漁業の見学をしてもらうことで、港や海、人とふれあうとともに漁業や水産業に関する知識を深めてもらう。	水産海浜課	C	新型コロナウイルスの影響により、小田原みなとまつりが中止となり、各種見学や体験を実施することができなかった。	子どもたちが楽しめるイベントを企画するよう関係者で検討し、年に一度「小田原みなとまつり」を開催する。

(4)小児医療の充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	休日・夜間急患診療所補助事業	小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間における小児科診療を実施する。	健康づくり課	B	小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間における小児科診療を実施した。	小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間における小児科診療を実施する。
2	小児深夜救急医療事業	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。	健康づくり課 市立病院	B	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施した。	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。
3	育成医療給付事業	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要な児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課	B	認定を受けた児の保護者に障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要な児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を給付した。	継続

4	未熟児養育医療費助成事業	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	子育て政策課	B	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児26人に対し、その養育に必要な医療費5,196,469円を助成した。	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。
5	小児医療費助成事業	子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課	B	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、平成28年度から医療費助成の対象を通院についても中学校卒業(小学生以上は、所得制限有)までに拡大した。 助成実績 17,258人 480,264,583円	子育て世帯の経済的負担をさらに軽減するため、小学生以上の所得制限廃止を検討していく。

<基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1)次代の親の育成・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	保育体験学習事業	保育園、幼稚園において中学生が乳幼児とふれあう保育体験学習を実施する。	保育課	C	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本年度も事業の実施は見送っている。 比較的感染の広がり易い児童と生徒による交流は当面の間避けることが求められることから、今後の事業手法(継続の可否も含め)を検討する必要がある。	新型コロナウイルス感染症が一定程度収束するまでは事業の再開は困難と考えている。 一方、本事業は将来親になるための準備教育的な側面だけでなく、将来の保育士確保に繋がる側面もあることから、その重要性を鑑み、事業継続の方法を模索(事業手法や事業そのもののあり方を検討)していく。
2	外国語教育推進事業	子どもの外国語に対する興味・関心を高められるよう、外国語指導助手を公立幼稚園や小中学校に配置する。	教育指導課	B	ALT8人を配置し、子どもの外国語に対する興味・関心を高め、国際的視野を持つ子どもを育成した。また、教科化された5・6年生の外国語科の授業で教科の専門性を生かした授業を実施するため、英語専科非常勤講師を派遣した。	3・4年生の外国語活動(年間各35時間)や5・6年生の外国語科(年間各70時間)に対応するため、ALTや英語専科非常勤講師の配置について充実を図る。
3	日本語指導協力者派遣事業	外国につながる児童・生徒が、学校内でより良い人間関係づくりを構築し、学習することができるよう支援するために、日本語指導等を行う人材を学校に派遣し、適切な学校教育の機会を確保する。	教育指導課	B	必要に応じて、小中学校に日本語指導協力者を派遣し、生活・学習面での支援を行った。	支援の必要な外国につながる児童生徒に対して、日本語指導協力者の派遣を行う。
4	読書活動推進事業	小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図る。	教育指導課	B	全小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図った。	今後も全小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図る。
5	学力向上支援事業	児童生徒に必要な学力を定着させるため、少人数指導スタッフやスタディ・サポート・スタッフを配置する。	教育指導課	B	きめ細かな指導体制を確立し、個に応じた指導の充実を図ること、さらに小学校3年生において35人学級を実現するために、少人数指導スタッフ15人を小学校11校に派遣した。また、生徒に必要な学力を定着させるために、学校の状況に応じて教科の専門性を持つ中学校教科非常勤講師9人を中学校7校に派遣した。 2中学校区6校をモデル校として指定し、ステップアップ調査を実施した。実施にあたっては、教育指導課が継続的に関わり、授業改善につながる校内研究や新学習指導要領の求める資質・能力を身に付ける学びの在り方についての研究を進めた。	きめ細やかな指導体制を確立し、個に応じた指導の充実を図ること、令和4年度小学校4年生において35人学級を実現することを目的として、少人数指導スタッフを配置する。(令和5年度以降も段階的に35人学級を実現していく。)また、国の教職員定数で配置できないところを補い、専門的な教科指導を充実できるように中学校教科非常勤講師を配置する。 ステップアップ調査については、児童生徒一人一人の令和3年度からの結果の経年変化を把握し、指導改善・充実を図るため、令和5年度においても同様に、モデル校実施する。
6	人権教育	児童生徒への人権尊重の精神の涵養を図る。	教育指導課	B	児童生徒の人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催した。	児童生徒の人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催する。
7	二宮尊徳学習事業	二宮尊徳翁の事績等を学習し、郷土の先人を愛する心を育て、自己の生き方の一助とする。	教育指導課	B	児童が、各小学校において二宮尊徳に関する講話を聞いたり、尊徳記念館の見学をしたりして学習したことを展示発表した。	児童が、各小学校において二宮尊徳に関する講話を聞いたり、尊徳記念館の見学をしたりして学習したことを展示発表する。
8	学校等アウトリーチ事業	次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育て、創造力や感性を刺激するため、市内公立小中学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設け、文化の裾野を広げていく。	文化政策課	B	小中学校、養護学校で音楽、演劇、ダンス、伝統芸能等のアウトリーチを16か所延べ30回実施した。	より多くの児童に鑑賞の機会を与えるため、体育館等で実施しながら参加型のプログラムを取り入れていく。 ※(参考)第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画⇒令和2～6年度対象期間
9	健康診断事業	学校保健安全法に基づき、心臓疾患検診、腎臓疾患検診など児童生徒等の定期健康診断を実施する。	学校安全課	B	心疾患(小学校1年・4年生、中学校1年生)、腎疾患(全児童等、生徒)、脊柱側湾症等検診(全児童、生徒)を実施した。 実施人数:心疾患検診～小学校 2,882人 中学校 1,447人 腎疾患検診～小学校 8,609人 中学校 4,176人 脊柱側湾症検診～小学校 8,688人 中学校 4,292人	心疾患、腎疾患、脊柱側湾症等検診を実施する。
10	ウォーキングタウン小田原・歩育推進事業	子どもたちの豊かな心や生きる力を育む「歩育」を推進する。	スポーツ課	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが中止となり、ウォーキングに係る講師派遣等も実施できなかった。	スポーツ実施を促すため、気軽にできる身近なスポーツであるウォーキングの啓発を引き続き行う。
11	学校施設整備事業	学校施設の長寿命化・機能向上に向けた考え方の検討	学校安全課	B	学校施設のデータ(躯体の評価・躯体以外の劣化評価等)を集約し、「学校施設整備(中長期)の考え方」として整理したものを基に、国の要請に基づき、学校施設の個別施設計画を令和2年度末に策定し維持管理を実施した。	令和2年度末に策定した学校施設の個別施設計画を基に、新しい学校づくり推進基本方針等の策定に向けた作業を進める。また、本計画に基づき、学校施設を維持管理していく。
12	教育環境質的向上事業	防水改修、トイレ洋式化、特別教室の空調設置、教室内部の木質化等の整備を行い、教育環境の質的向上を目指す。	学校安全課	B	防水、トイレ等の改修工事のほか、小学校の特別教室への空調設備の設置等を実施した。 <防水改修> 中学校:1校 <トイレ改修> 小学校:1校 <空調(特別教室)> 小学校:5校 <屋根塗装改修> 小学校:2校 <床改修> 小学校:1校 <建具改修> 小学校:1校	令和2年12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画(学校施設の個別施設計画)」等に基づき、防水、トイレ、床改修のほか、音楽室等の特別教室への空調設備の設置を進める。

13	教育ネットワークシステム整備事業	平成25年11月から稼働している新システムの円滑な運用を図ると共に、授業へのさらなる活用や、学校ホームページ等を用いた情報発信のさらなる充実を推進する。	教育指導課	B	児童生徒の成績処理や校務事務を処理する校務ネットワークの安定的な維持管理、及び国の推進するGIGAスクールによる児童生徒1人1台端末の整備と高速大容量の校内通信ネットワークの整備(学習ネットワーク)を行った。	引き続き、児童生徒の成績処理や校務事務を処理する校務ネットワークの安定的な維持管理を行う。 なお、GIGAスクールによる整備した学習ネットワークは、ICT教育推進事業として、授業での活用を進め、個に応じた指導にも有効活用する。
14	学校施設安全対策事業	非構造部材の耐震化等、学校施設の安全に係る事業を行う。	学校安全課	B	屋内運動場の非構造部材(照明)落下防止のための照明器具のLED化、校舎等の外壁の改修や全面打診調査及び部分補修により、当面の安全確保を図った。 ＜外壁改修＞ 中学校2校 ＜外壁打診調査及び部分補修＞ 小学校3校、中学校3校 ＜非構造部材改修＞ 小学校:4校、中学校:2校	引き続き、屋内運動場の非構造部材(照明)落下防止のための照明器具のLED化、校舎等の外壁の改修や外壁の全面打診調査及び部分補修により、当面の安全確保を図る。
15	学校災害給付事業	事故防止のために安全教育を徹底し、事故に際しては災害賠償補償制度の利用など円滑な学校運営を行なう。	学校安全課	B	事故防止のために安全教育を徹底し、事故に際しては災害賠償補償制度の利用など円滑な学校運営を行った。	学校事故に対応するため保険に加入する。
16	特色ある学校づくり推進事業(未来へつながる学校づくり推進事業)	子どもや教職員、保護者、地域の願いを生かし、小田原の良さを生かした特色ある学校づくりを推進する。	教育指導課	B	市内小・中学校、幼稚園に対して、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく学校づくりをめざすとともに、特色のある学校づくりを推進するために研究委託した。各学校での取組をより一層充実させていきたい。	各園、学校のランドデザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを生かした特色ある学校づくりを充実させていく。
17	学校木の空間づくり事業	地域産木材の継続的利用、教育・学習環境の向上や地域との連携強化など様々な観点から市内小学校の内装木質化を行う。	農政課	A	新玉小学校の内装木質化を実施し、明るく木のぬくもりを感じる空間を創出。利用率の低い空間を新しく児童の居場所として改修し、児童や地域コミュニティが多目的に広々と利用することができる教室を整備するなど、新玉小学校ならではの魅力的な木の空間を作った。	令和4年度は大窪小学校の内装木質化を実施する予定。

(2)家庭や地域の教育力の向上・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	学校支援地域本部推進事業	学校支援地域本部を設置し、学校の教育活動の支援をするスクールボランティアを中心とする教育活動を推進する。	教育指導課	B	各小中学校、各幼稚園に、スクールボランティア・コーディネーターを配置し、学校・幼稚園における教育活動を支援するためのボランティア活動を推進した。	地域一体教育を推進していく関連事業との統合等を検討し、引き続き学校支援地域本部の取組を充実していく。
2	学生ボランティアの活用	教育活動を支援する学生を派遣し、教育活動の活性化を図る。	教育指導課	-	学校支援地域本部推進事業に統合済	学校支援地域本部推進事業に統合済
3	家庭教育学級事業	PTAで実施される学習会や、入園、入学前説明会の際の家庭教育に関する講座等を行う。	生涯学習課	C	小・中学校、幼稚園、保育園のPTAで実施される研修会・学習会で、家庭教育に関する講座等を開設するとともに、小・中学校保護者を中心に、市民に広く公開する家庭教育講演会を実施した。ただし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため幼稚園2園、小学校1校、中学校2校の5学級が実施した。	小・中学校、幼稚園、保育園のPTAで実施される研修会・学習会で、家庭教育に関する講座等を開設するとともに、小・中学校保護者を中心に、市民に広く公開する家庭教育講演会を実施する。
4	尊徳学習推進事業	尊徳生誕地としての地域的特性を生かし、尊徳の生きた時代の生活・仕事の追体験等、子どもが尊徳の教えに親しむための機会を提供する。	生涯学習課	B	「金次郎とわたし」作文発表会、「子ども映画会と金次郎のおはなし」、「正月のお飾りづくり」を開催した。ボランティア解説員の配置、出張講座等を行った。	引き続き「金次郎とわたし」作文発表会、「子ども映画会と金次郎のおはなし」、「正月のお飾りづくり」を開催する。ボランティア解説員の配置、刊行物の発行、出張講座を実施する。
5	青少年環境浄化推進事業	有害図書類の回収やカラオケボックス等への実態調査等により、青少年を取り巻く社会環境の向上を推進する。	青少年課	E	-	-
6	環境学習事業	市民の環境意識の向上を図るため、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うとともに、市民による環境活動の促進を図る。	環境政策課	B	夏休み子ども環境教室としてマイクロプラスチック問題についての講座を1回、ごみ問題に関する講座を1回、省エネ研修会1講座、親子自然観察会1講座の計4講座を実施した。 今後は、他ジャンルの環境問題についての講座などを幅広く開催していく。	部内で行う環境学習のとりまとめなどを行い、環境学習に関わりやすいコンテンツを整えていく。また、引き続き学校をはじめ、家庭や地域などの様々な場において、身近な自然とのふれあいや環境学習を進め、一人ひとりの環境意識を高め、環境に配慮した行動の実践を促す。
7	わたしの木づかいパイロット事業	市内の小学校で森林学習(座学)や間伐体験、木工場見学、地域産木材を使ったモノづくりを行う。	農政課	B	令和3年度は12校(児童数:676人)で森林環境学習を実施。実施校数の増加に伴い、職員の負担増が喫緊の課題となっている。この問題を解決するため、「森のせんせい養成・派遣事業」を展開し、職員と同様に普及啓発活動が行える人材を養成。	今後も、小田原の豊かな森林を次世代へと継承していくため、未来を担う小学校児童を対象とした森林環境教育を継続していく。
8	森のせんせい養成・派遣事業	森林・林業・木材産業に関する知識を備え、市民に対して普及啓発を図ることができる人材を養成する。養成後は、市内小学校への森林環境学習など様々な活動に派遣する。	農政課	A	令和3年度に全5回の講座を開催し、合計15名の「森のせんせい」を養成した。派遣事業においては、「わたしの木づかい事業」の補助や各種木育イベントに延べ67名派遣した。	引き続き、森のせんせい養成講座を開催し、人材育成を進めるとともに、養成後の派遣事業の拡充及び活躍の場の提供を実施していく。

<基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備>

(1)良質な住宅の確保、良好な居住環境の確保

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	立地適正化計画推進事業	生活の利便性を確保するため、拠点駅周辺への生活サービス施設等の都市機能や居住の誘導を図る。	都市政策課	B	計画に記載されている各種誘導施策について、各課の進捗状況の確認等を行う推進会議を実施した。	令和5年3月の計画改定に向け、各種誘導施策の強化などを検討していく。
2	市営住宅考査時の配慮	考査入居の住宅困窮度を点数化するにあたり、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮する。	建築課	B	該当する世帯の入居申し込みがなかった。	今後の目標値(入居考査対象区分戸数の30%)を達成するため、子育て世帯の入居について配慮をしていく。

(2)安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備・安全・安心まちづくりの推進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	バリアフリーネットワーク事業	歩行者の安全確保を優先とし誰もが安心して歩けるネットワークづくりを推進する	道水路整備課	E(事業の廃止等により評価できない。)		
2	交通安全施設の充実	道路照明灯、防護柵、道路反射鏡などの交通安全施設の整備や維持修繕を行う。	道水路整備課 (学校安全課)	B	交通事故防止対策として道路反射鏡、区画線及び防護柵等の設置を実施した。	令和4年度も引き続き、交通事故防止対策として道路反射鏡、区画線及び防護柵等の設置を実施する。
3	市民生活道路の改良事業	狭い道路の拡幅整備を行うとともに、円滑な通行の支障となっている交差点の改良などを行う。	道水路整備課	B	令和3年度については、市道0045(柳新田地内)、市道0068(延清地内)及び市道0077(中村原地内)の3路線の歩道整備を実施した。	令和4年度は、市道0045(柳新田地内)の歩道整備を実施する。
4	地域防犯灯整備事業	夜間における犯罪の防止と地域住民の通行の安全を確保するため、LED防犯灯の整備と管理を行う。	地域安全課	B	夜間における犯罪の防止と地域住民の通行の安全を確保するため、LED防犯灯の整備と維持管理を行った。	夜間における犯罪の防止と地域住民の通行の安全を確保するため、LED防犯灯の整備と維持管理を行う。
5	自転車等放置防止対策事業	道路、公園等に自転車等が放置されることを防止するため、自転車利用者に対して指導啓発を行う。	地域安全課	B	道路、公園等に自転車等が放置されることを防止するため、自転車利用者に対するマナー啓発と放置自転車等の移動を実施した。	道路、公園等に自転車等が放置されることを防止するため、自転車利用者に対して指導啓発を行う。

基本施策5 仕事と子育てとの両立の推進

(1)仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための働き方の見直し

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	労働教育事業	新しい時代に即応できるよう勤労者の知識の習得を図り、労働問題講演会を開催する。	産業政策課	B	(実施内容) 神奈川県と共催で、「ウイズコロナ時代の労働法トピック」として、専門家を講師に労働講座を開催した。 10月22日「こんなときだから知っておきたい非正規雇用のルール」と題し、均等・均衡待遇、無転換制度、最新情報等を伝えた。 (課題) 受講者が集まりにくい。講座内容、受講の周知方法、募集方法を検討する必要がある。	県、商工会議所など関係機関と協力しながら、勤労者の関心の高い話題を取り上げ、受講しやすい時間等を模索しながら労働講座を開催する。
2	おだわら起業スクール事業	多くの起業家を他スクールで輩出したプロの講師陣が経営者の心構え、販路開拓、経営・収支計画、ビジネスプランの作成等、全6回の講義を展開し、市内での起業を目指す方を応援する。	産業政策課	B	・6月から7月にかけて、全6回(土曜日、午後)以下の内容の講義を実施した。 第1回 創業に向けての心構え、ビジネスコミュニケーション 第2回 会計の仕組み(基礎編)、創業のための基礎知識、WEB活用(準備編)、マーケティング戦略① 第3回 会計の仕組み(実践編)、売上計画の具体化方法、先輩創業者体験談 第4回 利益計画・収支計画の立て方、マーケティング戦略② 第5回 WEB活用(応用編)、資金調達、融資制度の紹介、創業計画書の作成 第6回 ビジネスプランの発表・講評 ・40名が受講し、9名が創業。	主催者である小田原箱根商工会議所と連携しながら、事業を継続する。

3	女性活躍推進事業	女性の就業生活における活躍を推進するため、就業等支援講座の開催や情報の提供を行う。	人権・男女共同参画課	B	・市内在住・在勤の女性を対象に、女性活躍推進セミナー「今を生き抜く組織づくり～セルフ・リーダースhipとは～」(全2回)、講演会「女性が活躍する組織はなぜ強いのか」をオンラインで開催した。(セミナー:第1回 35名、第2回 29名、講演会:64名) ・女性活躍をテーマに小田原Lエール認定企業等の女性管理職の方と市長との懇談会を開催した。(9社9名) ・未来創造・若者課との共催で「はたらく女子会@ラボ～おしゃべり交流会～」を会場とオンラインでのハイブリットにて開催し、さまざまな働きかたをする女性たちが集い、新しい視点や考え方に会おう交流の場を設けた。(オンライン10名、会場11名)	今後も女性の職業生活における活躍を推進するため、講座の開催や情報の提供等を行っていく。
---	----------	---	------------	---	---	---

(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	通常保育事業(再掲)★	家庭で保育することができない児童を保育所で預かり、保育を行う。個々の保育所の定員の弾力化や拡充により待機児童の解消を図る。	保育課	B	要入所児童の保育に必要な経費を負担するとともに、入所希望に可能な限り応えるために、個々の保育所において、基準の範囲内で定員を超えた児童の受入れを行った。 なお、令和3年度末の受入れ児童数は3,636人と昨年度の3,642人とほぼ同程度となった。昨年度から定員は大きく拡大したものの新型コロナウイルス感染症の影響による出生数の大幅な減もあり、需要の大幅な喚起は見られなかったことで利用が分散される形となり、全体的には施設の充足率が(若干)減少した。	要入所児童の受入れを行う保育所等の安定的な運営に資するため、保育に必要な経費を負担するほか、希望する保育所等への入所が可能な限り適うよう、個々の保育所での入所定員の弾力化や受入れの拡充のために必要な調整を行う。 このほか、小田原市子ども・子育て支援事業計画に位置付けられた各種事業を推進し、必要な保育の受け皿確保を進めることで、待機児童の解消を図る。なお、事業拡大にあたっては、利用状況や窓口等でのヒアリングを基に、利用者のニーズを十分に把握した上でその是非を判断する。
2	延長保育促進事業(再掲)★	保護者の就労状態等に対応するため、通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行う。今後、受入れの拡大と時間延長に努める。	保育課	B	公立保育所5園も含めた41ヶ所で事業を実施することで、利用者の多様なニーズに即した保育時間を提供したほか、事業の円滑な実施に資するため、事業を実施した民間の保育所等に対してその利用数に応じた補助金を交付した。 なお、令和3年度の利用状況は16,459人、昨年度と比べ10,000人の減と大幅な減少となった。	利用者のニーズに応えるため各保育所等で事業を実施するとともに、民間保育所等に対しては、引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう利用実績に応じて補助金を交付する。
3	休日保育事業(再掲)	保護者の就労状態等に対応するため、日曜・祝日等に保育を行う。今後、利用状況を見ながら実施圏の拡大に努める。	保育課	E	令和2年度以降、市内での実績がない。 (市内で唯一実施していた保育所が、新型コロナウイルス感染症の状況を受け、令和元年度一杯で事業を終了している) 事業の実施にあたっては、十分な保育士確保と効率的な運営体制の構築が不可欠となるが、新型コロナウイルスの影響下に置いて、通常保育の提供に苦慮する現状では、実施は極めて困難である。	現時点では事業再開の見込みは立っていない。 今後、利用ニーズが増加傾向となる場合には、短期的な対策として日曜・祝日でも開業している認可外保育施設(企業主導型保育事業)の案内を行う。増加傾向が顕著な場合には、通常保育の動向も見つつ、実績のある施設を中心に、事業再開・開設に向けた諸調整を図る。
4	乳児保育促進事業(再掲)	0歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課	B	これまでの保育所分園の設置や小規模保育事業の新規開設などの結果、令和4年4月1日時点で、全体の約9割に当たる42施設で乳児保育を提供しており、その規模についても、申込者数の1.6倍程度の定員確保を実現している(定員:313人。申込:191人) この他、各施設で乳児の受入れの充実が図られるよう、生後6ヶ月未満の乳児を広く受け入れた民間保育所19園に対し、対象児童の保育環境の整備・充実を図るための補助金を交付した。 一方で出生数の減少や育児休業制度の整備に伴い、0歳児の利用は減少傾向にあり、年度当初は定員が充足しない施設が生じた。	引き続き対象児童の保育環境の充実を図るため、同事業を実施する施設に対して補助金を交付する。 なお、0歳児の保育利用が減少する中、補助制度自体のあり方の見直しにも着手するが、その一方で保育を必要とする乳児が確実に施設を利用することが可能となるよう、必要な対応や調整を行う。
5	障がい児保育促進事業(再掲)	保育士等の体制を整え、障害のある児童の保育を行う。	保育課	B	支援が必要となる児童の保育所入所が進むよう、対象時の受入れを実施した民間保育所に対し、保育士の加配に必要な人件費等に対する補助金を交付した。(20園78人の受入れ。前年比12人増) 当該補助事業については、各施設による適切な受入れが進むよう、対象の拡大を図るなど、認定が進むように制度改正を実施したが、保育士の確保が思う様に進まない状況もあり、補助制度を活用する園が広がらない点が課題となっている。	毎月の利用選考手続きの中で、各園における障がい児の受入れについて調整しながら本件事業への理解を求めていく。 また、事業を行う民間保育所に対しては、補助制度を活用し円滑な受入れが進むよう、制度の見直しも視野に必要な調整を図る。特に医療的ケア児の受入れは限られた園での対応となることから、関係団体とも協議し、障がいの有無に関わらず、児童や保護者が望む保育所等を利用できる環境を構築していく。
6	認可外保育施設への支援事業(再掲)	認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。	保育課	B	認可外保育施設に対して、入所児童に係る処遇向上、健康や安全衛生面での適切な保育水準を確保するための児童の健康診断等にかかる費用に対して県支出金を財源に補助金を交付した。 このほか、適切な運営がなされるよう各施設に対して行われる県の指導監査(実地指導)の実施に対して、必要な調整・協力を努めた。	引き続き、認可外保育施設の入所児童に係る処遇向上、健康や安全衛生面での適切な保育水準の確保が図られるよう、県の補助制度を活用し、児童の健康診断等にかかる費用に対して補助金を交付する。 また、施設に対する県の適切な監査・指導が行われるよう、県への必要な調整・協力の提供に努める。
7	公立保育所運営管理事業(再掲)	公立保育所の施設等の整備や、給食の提供、職員の研修、賠償保険などを含めた運営管理を行う。	保育課	B	公立保育所の運営に必要な施設管理(修繕等)及び各種業務委託を実施したほか、任用職員への給与、嘱託医への報酬や研修旅費、負担金等の諸経費を支弁した。	安全な給食の提供、職員研修や必要な施設管理の実施など、公立保育所が安定的に運営できるよう、引き続き適切な管理運営を行う。
8	民間保育所運営費補助事業(再掲)	民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。	保育課	B	民間保育所等に対し、子どものための教育・保育給付費及び子育てのための施設利用給付費のほか、安定した保育所運営に必要な補助事業を実施した。	給付費の適正な執行を行うとともに、保育所運営の課題等に合わせ、必要な補助事業を引き続き実施していく。
9	公立保育所施設整備事業(再掲)	安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行う。	保育課	B	老朽化の著しい水回りを中心に計画的な修繕を実施した。また、必要に応じて各園において修繕を実施した。	要修繕箇所の計画的な修繕を実施するとともに、必要に応じて各園において修繕を実施する。
10	民間保育所等施設整備補助事業(再掲)	安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所における施設の改築や大規模修繕等に対して助成を行う。	保育課	B	民間保育所等に対し、国県支出金を財源に保育所の運営に必要な経費を給付費として支給したほか、安定した保育施設の運営に資するため、基準外の保育従事者の確保や衛生管理の推進、特定児童の受入れなどに要する経費に対し補助金を交付した。	国の政策・制度を十分に把握・理解した上で、給付費の適正な執行を行うとともに、各保育所等における運営の課題等に合わせ、引き続き必要な補助事業を実施していく。 この際、各施設が適切に加算や補助の適用を受けることができるよう、各制度の案内を行うとともに、各施設の求めに応じ相談・支援を行う。

11	認定こども園整備事業(再掲)	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。	保育課	B	移行を希望する認可保育所に対し、認定に係る事前協議・手続きのサポートを行った結果、令和4年3月末に県の認定が下り、令和4年4月から認定こども園に移行することとなった。このほか、橋地区での公立認定こども園の整備に向けた地域説明を行うとともに、同地区の対象世帯全戸へのアンケート調査、子育て支援団体や現場の教諭・保育士等へのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めた。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により地域調整に想定より時間を要した。	今後も、市内保育所や幼稚園等の意向等を把握するとともに、認定こども園への移行を希望する園に対しては、必要な支援を行っていく。また、引き続き教育委員会との連携を深め、幼保の枠組みを超えた市全体での教育・保育の質向上に向けた取組みを行う。加えて、幼児期におけるより良い教育・保育の環境整備の実例の1つとして、橋地区における公立認定こども園の整備に向けた基本計画の策定や測量調査等を行う。
12	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)(再掲)★	病氣中または病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を、病氣回復期まで一時的に預かる。	保育課	B	各施設の事業が円滑に進むよう、事業を実施する施設に対して補助金を交付したほか、事業実施施設間の協力・諸課題の解決に向けた協議を行うため「病児・病後児保育事業連絡会」を開催するとともに、事業の認知向上を目的に広報掲載や乳幼児健康診断でチラシを配布するなど、事業周知に努めた。本事業に置いては、新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に利用者が減少傾向にあり、本市においても利用実績が1,016人と計画値を大きく下回る状況にある。(令和元年度比でも35%の減[1,554人])	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付するほか、「病児・病後児保育事業連絡会」を開催し、事業の効果的な運営や諸課題の検討を行うとともに、必要な利用者がスムーズに情報を把握できるよう事業の周知に努める。また、利用実績や利用者のニーズなども把握した上で、施設や関係医療機関と協議し、事業のより良い在り方について検討していく。
13	一時預かり事業(再掲)★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課	A	各施設の事業実施が円滑に進むよう、実施園に対して、利用人数に応じて補助金を交付したほか、新規開業を希望する法人に対し協議に応じ、開業のサポートを行うなどした。新型コロナウイルスの影響下において、各施設で提供体制に課題が生じた。その中でも、新規に開業する施設の影響もあり、年間延べ利用児童数10,000人と前年度に比べ大幅に利用が伸びた。	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付する。また、事業のニーズを捉え、必要に応じてその拡大を図るため、開業を希望する法人に対して適切なサポートを行う。
14	子育て支援拠点管理運営事業(再掲)★	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課	B	子育て支援センター(4か所)を運営し、延べ26,464人が利用した。また、相談に対応し、育児不安等の解消に努めた。(利用者数内訳・マロニエ:8,246人、いずみ:5,637人、こゆるぎ:3,036人、おだびよ:9,545人)※令和3年度は、コロナ禍での緊急事態宣言等の発令に伴って市内在住者限定の完全予約制としたり、平常時のひろばにおいても、利用時間や入場人数の制限等の実施したことにより、コロナ前と比較すると利用人数が減少しているが、令和2年度よりも増加している。	これまで培ってきた各関係機関や地域と連携した講座開催などの取組みや関係性を継続する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な制限がある状況下において、子育て家庭同士、交流の機会を求めていることが改めて把握できた。感染対策を講じつつ、交流の機会を確保するとともに、子育て家庭が来所した際に育児の不安や悩みを打ち明けやすい受容的な場の提供がこれまでに以上に重要となっている。さらに、様々な背景をもつ子育て家庭が利用することから、必要とする育児や子育てに関する情報も多種多様となっており、その情報の収集や効果的な提供方法について工夫を凝らす必要がある。そのため、指定管理者制度に移行したことで、民間のノウハウを活かしつつ、より柔軟に子育て家庭のニーズに即した事業が展開できるようにしていく。
15	ファミリー・サポート・センター運営事業(再掲)★	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。	子育て政策課	B	支援会員:254人 依頼会員:1,099人 両方会員:39人 活動件数:3,770件 産前・産後の家事支援:90件※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による休校・休園や習い事の休止、また保護者の勤務形態が在宅勤務になるなどの影響により、活動件数が減少している。また、会員情報の更新を行ったことにより、支援会員の人数が大幅に減少している。	引き続き他機関と連携を図り事業の周知を図るとともに、会員登録を電子データでの受付も可能にするなど、事業の利便性を高める取組を実施していく予定である。また、ファミリー・サポート・センターの活動内容だけでなく、育児不安や身近な相談なども受け入れ、必要に応じて関係機関へ引継ぎを行い、子育て家庭に対し寄添った支援を展開していくことを目指す。
16	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課	B	令和3年度は、入所児童数が特に多い5校(三の丸・芦子・千代・矢作・豊川)において、1人1台の学習用端末整備により不要となったパソコン教室をクラブ室として整備し、スペースの確保及び生活環境の改善を図った。また、前羽小学校では、スペースの確保を図るため、ランチルームを新たにクラブ室とし、空調設備を設置した。夏休み等の長期休暇には、クラブを利用している児童に対し、市民活動団体等によるイベントを実施し、生活プログラムの充実を図っている。入所児童数 1,744人 全41クラブ(令和3年度4月1日時点)	保護者等の就労や疾病等で、放課後に適切な保護を受けられない子どもに放課後の居場所を提供し、待機児童が発生しないよう努める。また、委託事業者の(株)明日葉と連携し指導員の質の向上や環境改善・プログラム等の更なる充実を目指す。
17	放課後子ども教室推進事業(再掲)	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に引き続き令和3年度においても片浦小学校以外では開所することができなかった。開所日数 285日(片浦小学校のみ)	子ども教室は、支援級の増加等のため空き教室が不足し、教員不足により教員OBの確保が難しくなる中で、運営方法の検討が必要である。
18	勤労者融資対策預託金事業	低金利で融資を受けることができるよう金融機関に資金を預託する。	産業政策課	A	次世代育成支援の観点から、教育費融資の上限を500万円、返済期間10年以内(4年以内の据置期間設定可)での利用が可能な制度運用を実施した。	社会情勢を鑑みながら、状況に適した運用について検討していく。
19	魚ブランド化促進事業(再掲)	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	水産海浜課	B	地魚(かます棒)を使った学校給食メニューを提供した。旬の地魚を使った料理教室の動画を作成し配信したほか、SNSのライブ配信機能を使用した料理教室を開催した。児童でも容易にできる「かます棒」を作る体験を、漁港の駅TOTOCO小田原で開催した。	地魚を使った学校給食メニューを市内の全小・中学校・幼稚園に提供していただけるよう働きかけていくとともに、動画版料理教室の配信やウイズコロナを見据えた形式での料理教室を開催していく。

<基本施策6 子ども等の安全確保>

(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	地域防犯力強化事業	地域住民による自主防犯活動の普及、充実を図るとともに、地域における「顔の見える関係づくり」を構築し、地域の防犯力を高める。	地域安全課	C	小田原警察署と連携し、地域防犯活動を推進するとともに、コミュニティFMやメールマガジンなどによる特殊詐欺等の被害防止啓発に努めた。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、防犯キャンペーンや防犯指導員の研修会など、一部の事業を中止した。	小田原警察署及び小田原警察署管内防犯指導員協議会の防犯指導員と連携し、地域防犯活動を推進するとともに、コミュニティFMやメールマガジンなどによる特殊詐欺等の被害防止啓発に努める。

2	交通安全運動推進事業	小田原警察署や各関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全対策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、小学校、高齢者等を対象に交通教室を開催し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行う。	地域安全課 (学校安全課)	B	各季の交通安全運動等(春・夏・秋・年末の交通安全運動など)を実施した。また、交通安全教育指導員による交通教室を実施し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行った。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年度は、交通安全対策協議会で例年行っていた対面での交通安全キャンペーンの中止を余儀なくされたが、代替として、公用車に啓発用マグネットシールを貼る等の取組を行った。 また、交通安全教育指導員による交通教室を176回開催し、受講者は6,841人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、就学前交通教室の一部を交通安全教育指導員が制作した映像を上映することで代替した。	小田原警察署や交通安全関係団体と連携を図りながら、各季の交通安全運動等(春・夏・秋・年末の交通安全運動など)を実施する。また、交通安全教育指導員による交通教室を実施し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行う。
3	交通安全団体活動費補助事業	小田原交通安全協会、小田原市交通安全対策協議会に対して活動費を助成する。	地域安全課	B	2団体へ活動費を助成した。	2団体へ活動費を助成する。
4	街頭指導活動事業	青少年専任補導員が各地域の青少年育成推進員と連携して夜間指導等を実施する。	青少年課	E(事業の廃止等により評価できない。)	-	-

(2)被害にあった子どもの保護の推進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	教育相談事業(再掲)	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課	B	おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」を窓口とし、電話相談・来所相談・訪問相談により、不登校・いじめ・学習・育て方・特別支援等の相談を受け、必要に応じて関係機関につなげた。	おだわら子ども若者教育支援センターを窓口とし、電話相談・来所相談・訪問相談により、不登校・いじめ・学習・育て方・特別支援等の相談を受け、必要に応じて関係機関につなげていく。
2	青少年相談事業 ※第6次総合計画では「青少年相談事業」「児童相談事業」を統合し「子ども若者相談支援事業」としております。	ひきこもりや若年無業者(ニート)、不登校、親子や友人との関係などの問題で悩む子ども、若者やその保護者からの相談に対応する。 ※児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	子ども青少年支援課	B	青少年相談員を2名配置し、ひきこもり、就労関係、発達障害、大学生などの学校生活に係る相談など88件の新規相談に応じた。おだわら子ども若者教育支援センターは「はーもにい」内で教育相談や児童相談との連携を密に行っている。	令和4年度から「青少年相談事業」「児童相談事業」を統合し「子ども若者相談支援事業」とした。妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制の構築を図る。児童虐待相談件数等の増加に伴い、今後も徐々に専門職の増員及び職員の専門性の向上を図っていく。
3	児童相談事業(再掲)	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子ども青少年支援課	B	令和4年4月に子ども家庭総合支援拠点(小規模C型)としての位置づけを行った。児童相談員を新たに1名雇用し3名体制とし、虐待や保護者の養育困難による養護相談、小児喘息や精神疾患等の保健相談、発達障がい等の障がい相談、非行相談、育児や寝などの育成相談など455件の新規相談に対応した。おだわら子ども若者教育支援センターは「はーもにい」内で教育相談や青少年相談との連携を密に行っている。	令和4年度から「青少年相談事業」「児童相談事業」を統合し「子ども若者相談支援事業」とした。妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制の構築を図る。児童虐待相談件数等の増加に伴い、今後も徐々に専門職の増員及び職員の専門性の向上を図っていく。
4	女性相談事業	婦人相談員を配置し、配偶者からの暴力等保護を必要とする女性への支援、一時保護、暴力の防止等に関する啓発活動を行う。	人権・男女共同参画課	B	寄せられた女性相談について、各所相談機関と連携し、子どもの保護や支援措置等に繋げられるよう、情報共有の強化を図った。	引き続き現行事業を充実させていく。

<基本施策7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進>

(1)児童虐待防止対策の充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	児童相談事業(再掲)	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子ども青少年支援課	B	令和4年4月に子ども家庭総合支援拠点(小規模C型)としての位置づけを行った。児童相談員を新たに1名雇用し3名体制とし、虐待や保護者の養育困難による養護相談、小児喘息や精神疾患等の保健相談、発達障がい等の障がい相談、非行相談、育児や寝などの育成相談など455件の新規相談に対応した。おだわら子ども若者教育支援センターは「はーもにい」内で教育相談や青少年相談との連携を密に行っている。	令和4年度から「青少年相談事業」「児童相談事業」を統合し「子ども若者相談支援事業」とした。妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制の構築を図る。児童虐待相談件数等の増加に伴い、今後も徐々に専門職の増員及び職員の専門性の向上を図っていく。
2	子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課	B	令和3年7月におだわら子ども若者教育支援センター内に分室を設置。来所及び電話相談は前年に比べ増加傾向。相談内容の多いものなど総合的に判断し、相談対応への強化を図っていく。母子健康手帳交付時の妊婦との面談 1,091人、来所相談 延110人、電話相談 延298人	専門相談として栄養士の相談日を開設していき、母子の健康や育児に関する相談支援等を強化していく。
3	母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課	B	延2,760人(妊婦91件、産婦993件、乳児957人、幼児266件、その他390人)の妊婦や乳幼児に対し、保健師や助産師が家庭訪問を実施し、育児支援を行った。	妊産婦や乳幼児を持つ保護者等に家庭訪問を通じて、妊娠や育児に関する情報を伝えることを継続する。
4	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課	B	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、支援が必要な家庭に対して支援を行った。出生した乳児1,073人のうち1,041件を訪問(訪問率97.0%)した。	訪問率の向上に向け、出生の把握や訪問日調整の迅速化など、事務の執行体制について見直しを行う。
5	養育支援家庭訪問事業(再掲)★	保護者の養育支援が必要である家庭に対し、その居宅を訪問し助言や指導を行うほか、ヘルパーを派遣し家事支援等を行う。	子ども青少年支援課	B	児童の養育について継続的な支援が必要と認められる家庭における養育環境を確保するため、福祉団体等に委託し、訪問による家事及び育児等の支援を実施した。	引き続き、児童の養育について継続的な支援が必要な家庭に対し、家事及び育児等の支援を行う者(ヘルパー等)を派遣し、子どもの養育に関する援助や指導等を行う。

(2)ひとり親家庭等の自立支援の促進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	市営住宅への入居優遇(ひとり親)	ひとり親の市営住宅への入居にあたり、優先度を高めるよう配慮する。	建築課	B	該当する世帯の入居申し込みがなかった。	ひとり親世帯の入居について配慮していく。 ・今後の目標値 入居審査対象区分戸数の30%
2	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課	B	ひとり親家庭の親と子3,224人の医療費について、113,886,336円の保険診療の自己負担分の助成を行った。	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分の助成を行う。
3	児童扶養手当支給事業	父母の離婚・父の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、母子世帯または父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。	子育て政策課	B	父子58世帯、母子1,261世帯、養育者2世帯に対して、児童扶養手当641,089,500円を支給した。	法定受託事務として、適正に支給していく。
4	母子家庭等自立支援事業	母子・父子自立支援員を設置するほか、技能、資格の取得を支援するための教育訓練給付金や利子補給金等を支給。各種セミナーを実施する。	子育て政策課	B	母子・父子自立支援員を設置し相談を受けたほか、技能、資格の取得を支援のための教育訓練給付金 6件、高等職業訓練促進費 8件、修了支援金 1件、総額8,952,144円を支給した。	母子・父子自立支援員を設置するほか、技能、資格の取得を支援のための教育訓練給付金等を支給する。
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。	子育て政策課	D	家庭生活支援員の派遣について申込に結びつく相談がなかった。	母子・父子世帯が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。

(3)障がい児施策の充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和3年度評価	令和3年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	障がい児保育促進事業(再掲)	保育士等の体制を整え、障がいのある児童の保育を行う。	保育課	B	支援が必要となる児童の保育所入所が進むよう、対象時の受入れを実施した民間保育所に対し、保育士の加配に必要な人件費等に対する補助金を交付した。(20園78人の受入れ。前年比12人増) 当該補助事業については、各施設による適切な受入れが進むよう、対象の拡大を図るなど、認定が進むように制度改正を実施したが、保育士の確保が思う様に進まない状況もあり、補助制度を活用する園が広がらない点が課題となっている。	毎月の利用選考手続きの中で、各園における障がい児の受入れについて調整しながら本件事業への理解を求めていく。 また、事業を行う民間保育所に対しては、補助制度を活用し円滑な受入れが進むよう、制度の見直しも視野に必要な調整を図る。特に医療的ケア児の受入は限られた園での対応となることから、関係団体とも協議し、障がいの有無に関わらず、児童や保護者が望む保育所等を利用できる環境を構築していく。
2	障がい児通所支援事業	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受けることを支援する。	障がい福祉課	B	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練支援を必要と認める児に、障害児通所給付費を給付した。	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受けることを支援する。
3	保育所等訪問支援事業 ※「子ども発達相談事業」という事業名は元々ないため、総合計画や予算書で使っている「保育所等訪問支援事業」に変更	臨床心理士、保健師等により、発達に課題のある児童を養育する保護者からの相談を受ける。	子ども青少年支援課	B	主につくしんぼ教室を利用している児童について、保育士や臨床心理士等が保育所等を訪問し必要な支援を実施し、つくしんぼ教室と保育所等の両面から療育効果の向上を図った。	事業を活用することにより、関係機関との連携強化を図ることができるため、対象児童を増やしていく。また、対象期間の拡大を検討していくことでインクルーシブな環境を拡大していく。
4	障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	障がい児及び発達に課題のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行う障害児通園施設「つくしんぼ教室」を運営する。	子ども青少年支援課	B	おだわら総合福祉会館内に「つくしんぼ教室本園」、おだわら子ども若者教育支援センター内に「つくしんぼ教室分園」を設置し、支援が必要な児童の保育等を行った。	障がい児及び発達に課題のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行う障害児通園施設「つくしんぼ教室」を運営する。
5	おだわら子ども若者教育支援センター運営事業(再掲)	乳幼児期・学齢期及び青年期と各ライフステージごとに行っていた相談支援機能を集約して窓口を一元化することにより、切れ目のない総合的なサービスを提供するとともに、教育・保育現場における支援者スキルアップを図る。	子ども青少年支援課	B	令和2年4月おだわら子ども若者教育支援センターを開設、令和3年7月に子育て世代包括支援センター分室を設置し、妊産婦から39歳まで切れ目なく相談・支援できる体制を整えた。	平成5年12月建設の施設であり、経年劣化がみられるため、外壁や屋根などの改修を含め資産経営課保全係と調整しながら優先順位をつけて対応し、利用者が安心して相談できる環境を維持していく。
6	心身障害児福祉手当給付事業	心身に障がい有する児童の生活の向上と福祉の増進を図るため、保護者に対し手当を支給する。	障がい福祉課	B	心身に障がい有する児童の保護者に対して手当を支給した。	心身に障がい有する児童の生活の向上と福祉の増進を図るため、保護者に対し手当を支給する。
7	育成医療給付事業(再掲)	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課	B	認定を受けた児の保護者に障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要な児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を給付した。	継続
8	障がい児医療的ケア支援事業	医療的ケア児の日常活動の場を確保するため、看護師を配置し医療的ケア児を受入れている放課後等デイサービス事業所に対し、費用の一部を助成する。	障がい福祉課	B	看護師を配置している放課後等デイサービス事業所3か所に、対象児の利用日に看護師が勤務した日数に応じて助成した。	継続
9	障がい児ケア付き通学支援事業	医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等が同行し、医療的ケア児の通学を支援する。	障がい福祉課	B	放課後等デイサービス1事業所で事業を実施しており、市が助成している。事業所を利用している医療的ケア児8名に対し、6名が申請をしている。	医療的ケア児のレスパイト事業として継続していく。県の補助金を活用して、実施できる事業所を増やしていくかは検討が必要。
10	軽度・中等度難聴児補聴器支給事業	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。	障がい福祉課	B	障がい者総合支援法に基づく補装具の単価を準用し、軽度・中等度難聴児の福祉の向上に資するため、軽度・中等度難聴児補聴器の購入やイヤホン・モールド交換などに要する費用の一部を助成した。	障がい者総合支援法に基づく補装具の単価を準用し、軽度・中等度難聴児の福祉の向上に資するため、補聴器購入または修理に要する費用の一部を助成する。

11	支援教育事業	様々な課題を持つ児童・生徒に適切な指導を行うため、教員の補助者として、個別支援員を配置するほか、医師や臨床心理士等を学校に派遣し、助言・指導を行う。	教育指導課	B	各校からの要望に応じて、個別支援員の配置、支援教育相談支援チームの派遣、おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」での教育相談等を行った。	各校からの要望に応じて、個別支援員の配置、支援教育相談支援チームの派遣、特別支援教育相談員の教育相談等を行うことに加え、『はーもにい』の施設を活かした相談業務の充実を図る。
12	母子健康教育事業(再掲)	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れ、安全な出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るための教室を実施する。	健康づくり課	B	妊婦とそのパートナーを対象に、ママパパ学級を年24回実施し、延べ347人が参加した。また、健診のフォロー教室を年間63回開催した。育児グループは、依頼回数は50回、出席回数は34回だった。	妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活や安心して出産を迎えられるようにママパパ学級を行う。幼児に対しては育児不安の軽減を図るため必要な方に親子教室を開催する。今後は、保健センター内だけではなく、支援センター等、他部署と連携しながらの教育も考えていく。
13	妊婦健康診査事業(再掲)★	妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用の一部を助成する。	健康づくり課	B	妊娠期間中に1人14回分、産後2回分の妊婦産婦健康診査費用補助券、を交付した。令和3年度は、補助券を1,076件交付し、委託医療機関において妊婦健診12,150件、産婦健診1,351件の個別健診での利用があった。	妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用、産後2回まで産婦健康診査費用の一部を公費負担する。
14	乳幼児健康診査事業(再掲)	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。	健康づくり課	B	4か月児、1歳6か月児、2歳児(歯科のみ)、3歳6か月児に対して保健センターにて集団健診を実施した。また経過観察の必要な方に対しては、事後検診を同様に実施した。8～9か月児については、市内の医療機関にて個別健診を実施している。	母子保健法に基づき、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を保健センターにて集団健診または市内医療機関にて個別健診を実施する。
15	子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課	B	令和3年7月におだわら子ども若者教育支援センター内に分室を設置。来所及び電話相談は前年に比べ増加傾向。相談内容の多いものなど総合的に判断し、相談対応への強化を図っていく。母子健康手帳交付時の妊婦との面談 1,091人、来所相談 延110人、電話相談 延298人	専門相談として栄養士の相談日を開設していき、母子の健康や育児に関する相談支援等を強化していく。
16	母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課	B	延2,760人(妊婦91件、産婦993件、乳児957人、幼児266件、その他390人)の妊婦や乳幼児に対し、保健師や助産師が家庭訪問を実施し、育児支援を行った。	妊産婦や乳幼児を持つ保護者等に家庭訪問を通じて、妊娠や育児に関する情報を伝えることを継続する。
17	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課	B	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、支援が必要な家庭に対して支援を行った。出生した乳児1,073人のうち1,041件を訪問(訪問率97.0%)した。	訪問率の向上に向け、出生の把握や訪問日調整の迅速化など、事務の執行体制について見直しを行う。
18	育児相談事業(再掲)	保健センター等での定例育児相談や、地区公民館等での出張相談を行う。また、保健センターでは、電話や来所による相談を随時実施する。	健康づくり課	B	毎月実施している保健センターでの定例育児相談には、41人が来所した。保健センター及び子育て世代包括支援センター等の相談は1,480件、うち電話相談は993件であった。	保健センターでの定例の育児相談会は廃止し、新たに対象児を限定した「3か月のあかちゃんあつまれ！」事業の中で育児相談を行う。また、今後は支援センター等、保健センター外での開催も検討していく。他に、保健センターでは、子育て世代包括支援センターにて電話や来所による随時相談を毎日実施する。
19	教育相談事業(再掲)	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課	B	おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」を窓口とし、電話相談・来所相談・訪問相談により、不登校・いじめ・学習・育て方・特別支援等の相談を受け、必要に応じて関係機関につなげた。	おだわら子ども若者教育支援センターを窓口とし、電話相談・来所相談・訪問相談により、不登校・いじめ・学習・育て方・特別支援等の相談を受け、必要に応じて関係機関につなげていく。